令和元年７月吉日

会員　各位

一般社団法人石川県鉄工機電協会

経営技術指導委員会　委員長　永山　憲三

働き方改革関連法に係るアンケートについて（お願い）

　日頃より、当協会の活動にご理解・ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

　さて、「働き方改革」というと、時間外労働の削減など、労働時間管理の面に焦点が当たりがちです。しかし、真の目的は社員一人ひとりのニーズに応じ、多様な人材が働き甲斐を感じる環境を整えること、また業務の効率化を通じて仕事の付加価値を高め、生産性を向上させることにあります。

この時にあって、当協会では石川労働局の「時間外労働等改善助成金（団体推進コース）」の事業を実施し、本事業によって会員企業の皆さんが“働き方改革”の実現に向けての一助として頂きたいと思っております。

　つきましては、この事業の一環として、会員企業の皆さんに「働き方改革」のニーズをお聞きしたく、下記のとおり、アンケートを実施させていただきます。ご多忙中、誠に恐縮とは存じますが、**７月３１日（水）までにFAX（０７６－２６８－３５７７）またはメール**によりご返信賜れば幸いです。

記

１．働き方改革関連法への対応について、御社で心配されていることがありますか。

有　・　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　（どちらかに〇）

　　　２へつづく　　　アンケート終了

２．上記１で “有” に〇印を付けた方は、該当する項目を次より選び、（　）に〇印を記入して下さい。

　（　　　　）　年次有給休暇の年５日取得義務

　（　　　　）　時間外・休日労働時間の規制

　（　　　　）　同一労働同一賃金（正社員と非正社員との処遇差改善）

　（　　　　）　労働時間の把握義務

　（　　　　）　その他

（具体的に）

　　　　　　３へつづく

３．上記２の課題、解決・相談のために、**当協会では労務問題の専門家である社会保険労務士を**

有　・　無

**御社へ派遣致します。**ご希望の有無についてご回答願います。　　　　　　　　　　　　　（どちらかに〇）

（ご訪問日は後日調整致します）

以上、よろしくお願い致します。

注）特に、２０２０年（令和２年）４月１日以降、中小企業の皆さんで時間外労働の上限規制の違反企業には６月以下の懲役または３０万円以下の罰金が科せられることをご存知ですか！

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　記入者職・氏名　　　　　　　　　　　　　TEL

担当：人材対策課　石黒・森田　TEL：　０７６－２６８－０１２１　FAX０７６－２６８－３５７７

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail：　t-ishiguro@tekkokiden.or.jp、y-morita@tekkokiden.or.jp